

第5章 推進にあたって

1 施策の優先順位

本プランは、多文化共生の地域づくりの第一歩として、市民の理解をもとに推進していく必要があります。本市は、施策の公平性に配慮しながら、本プランに示された緊急に対応が必要な事業について、優先的に取り組むこととします。

本プランの施策に至らなかった外国人児童生徒の進学支援や、外国人市民の社会参加などの課題については、今後、更に検討を行い対応します。さらに、本プランに掲げていない施策の必要が生じた場合は、全体の整合性に配慮しつつ取り組むこととします。

2 推進体制

多文化共生の推進にあたっては、本市において所管する担当部署の人的体制を整備します。また、施策が複数の部署にまたがって関係していることから、横断的な連絡調整を行い、連携して推進するために、平成22年(2010年)度から、関係所属に「多文化共生推進員」を置き、「多文化共生推進連絡会議」を設置します。

3 進行管理

多文化共生の推進にあたっては各主体との連携・協働が重要であることから、本プランの推進を支える市民による「多文化共生推進懇話会」(仮称)を設立して、進捗状況の評価や見直しの提言を行います。